



熊本県公報

号外 第 3 5 号
令和 6 年(2024 年)
6 月 25 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
○熊本県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則…………… (畜産課) 1

規 則

熊本県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 6 月 2 5 日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第 2 4 号

熊本県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則
熊本県養蜂振興法施行細則(昭和 4 1 年熊本県規則第 4 3 号)の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式から別記第 3 号様式までを次のように改める。

同意する ・ 同意しない

別記第2号様式（第5条関係）

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

熊本県知事 様

現住所
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号

年 月 日付けで養蜂振興法第3条第1項の規定により届け出た事項に
下記のとおり変更があったので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

変更した事項

	飼 育 場 所 (番地、号まで記入)	飼育予定 最大計画蜂群数	飼 育 期 間
変更前		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更後		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更前		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更後		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更前		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更後		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更前		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更後		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更前		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更後		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更前		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更後		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

備考 1 電話番号は、携帯電話等、常時連絡が取れる番号を記入してください。
2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。
3 飼育期間は、1月1日から12月31日までについて記入してください。
4 本届に記載された内容については、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

別記第3号様式(第5条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

現住所
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所(番地、号まで記入)	左の土地所有者住所氏名	転飼蜂群数	主な蜜源	転飼期間	飼養管理者住所氏名
1				(うち日本蜜蜂)		月 日から 月 日まで	
2				(うち日本蜜蜂)		月 日から 月 日まで	
3				(うち日本蜜蜂)		月 日から 月 日まで	

- 備考 1 電話番号は、携帯電話等、常時連絡が取れる番号を記入してください。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。
- 3 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、本申請に記載された個人情報第三者に提供することについて、次のいずれかを○で囲んでください。

同意する ・ 同意しない

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県養蜂振興法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県養蜂振興法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。